

# 人事委員会年報

平成 21 年度

新潟市人事委員会

# 目 次

## 第1章 組織と運営

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 人事委員会の設置         | 1 |
| 2 | 人事委員会の構成         | 1 |
| 3 | 人事委員会の権限         | 2 |
| 4 | 人事委員会事務局組織及び所掌事務 | 3 |
|   | (1) 組織           |   |
|   | (2) 所掌事務         |   |
| 5 | 予算               | 4 |
| 6 | 人事委員会の開催状況       | 4 |

## 第2章 事業概要

|    |                        |    |
|----|------------------------|----|
| 1  | 採用                     | 9  |
|    | (1) 採用試験               |    |
|    | (2) 採用選考               |    |
| 2  | 昇任                     | 12 |
|    | (1) 昇任試験               |    |
|    | (2) 昇任選考               |    |
| 3  | 職員の給与等に関する報告及び勧告       | 13 |
| 4  | 条例の制定・改廃に対する意見         | 25 |
| 5  | 任命権者からの申請・協議に基づく承認等    | 27 |
|    | (1) 任用関係               |    |
|    | (2) 給与関係               |    |
| 6  | 勤務条件に関する措置要求           | 29 |
| 7  | 不利益処分に関する不服申立て         | 30 |
| 8  | 苦情相談                   | 30 |
| 9  | 職員団体の登録                | 30 |
| 10 | 管理職員等の範囲               | 31 |
| 11 | 労働基準監督機関としての職権の行使      | 34 |
|    | (1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況 |    |
|    | (2) 職権行使の状況            |    |
| 12 | 人事委員会規則等の制定・改廃         | 36 |

## 第1章 組織と運営

### 1 人事委員会の設置

平成19年4月1日、新潟市は、本州日本海側初の政令指定都市となりました。

それに先立ち、新潟市人事委員会は、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、新潟市人事委員会設置条例に基づき、平成19年1月11日に設置されました。

### 2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

任期は4年ですが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされています。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成22年5月1日現在)

| 職                    | 氏名    | 就任日       | 任期                          | 備考                                  |
|----------------------|-------|-----------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 委員長                  | 丸山 正  | 19. 1. 11 | 19. 1. 11<br>～<br>23. 1. 10 | 弁護士                                 |
| 委員<br>(委員長<br>職務代理者) | 木戸 邦彦 | 19. 1. 11 | 21. 1. 11<br>～<br>25. 1. 10 | 元新潟市総務局総務部長                         |
| 委員                   | 大掛 幸子 | 19. 1. 11 | 22. 1. 11<br>～<br>26. 1. 10 | ホテル朱鷺メッセ(株)<br>ホテル日航新潟<br>シニアマネージャー |

### 3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

#### (1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃にあたり、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

#### (2) 準立法権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

#### (3) 準司法権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての不服申立てについて審査し、裁決又は決定をすること。

#### 4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成 22 年 5 月 1 日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 11 人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- キ 職階制に関すること。
- ク 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定，厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の收受，発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算，決算に関すること。

## 5 予算

平成 21 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

| 科 目         | 予 算 額   |
|-------------|---------|
| 人 事 委 員 会 費 | 104,585 |
| 報酬          | 4,668   |
| 給料          | 46,949  |
| 職員手当等       | 28,756  |
| 共済費         | 13,128  |
| 報償費         | 132     |
| 旅費          | 2,103   |
| 需用費         | 1,356   |
| 役務費         | 395     |
| 委託料         | 4,806   |
| 使用料及び賃借料    | 315     |
| 負担金補助及び交付金  | 1,977   |

## 6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 21 年度における開催状況は次のとおりです。

|              | 開 催<br>年月日                        | 議 案 等  |
|--------------|-----------------------------------|--|
| 第 1 回<br>定例会 | 21. 4. 8<br>16:00 開会<br>17:38 閉会  | 議案<br>1 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について<br>2 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について<br>3 「管理職手当規則の運用について」の一部改正について<br>4 公平審査事案について<br>報告<br>1 人事院による本年夏季一時金に関する特別調査について<br>2 苦情相談について |
| 第 2 回<br>定例会 | 21. 4. 24<br>15:00 開会<br>17:36 閉会 | 議案<br>1 平成 21 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の実施について<br>2 平成 21 年職種別民間給与実態調査の実施について<br>3 平成 21 年職員給与実態調査の実施について<br>4 公平審査事案について   |

|              |                                   |  |
|--------------|-----------------------------------|--|
|              |                                   | 報告<br>1 平成 21 年 3 月の分限及び懲戒処分の状況について<br>2 民間企業の夏季ボーナスに関する特別調査について   |
| 第 1 回<br>臨時会 | 21. 5. 12<br>10:00 開会<br>11:46 閉会 | 協議<br>6 月期における期末手当・勤勉手当に関する報告等について   |
| 第 3 回<br>定例会 | 21. 5. 13<br>15:00 開会<br>15:21 閉会 | 議案<br>職員の期末手当等に関する報告及び意見申出について   |
| 第 2 回<br>臨時会 | 21. 5. 21<br>10:30 開会<br>11:38 閉会 | 議案<br>条例案に対する意見の申し出について  |
| 第 4 回<br>定例会 | 21. 5. 27<br>15:00 開会<br>17:17 閉会 | 議案<br>1 公開口頭審理<br>2 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正<br>について<br>3 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正につ<br>いて<br>報告<br>1 平成 21 年 4 月の分限及び懲戒処分の状況について<br>2 平成 21 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込状<br>況について  |
| 第 5 回<br>定例会 | 21. 6. 16<br>14:00 開会<br>15:45 閉会 | 議案<br>1 条例案に対する意見の申し出について<br>2 公平審査事案について<br>報告<br>平成 21 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込状況に<br>ついて   |
| 第 6 回<br>定例会 | 21. 6. 24<br>15:00 開会<br>17:05 閉会 | 議案<br>公平審査事案について<br>報告<br>平成 21 年 5 月の分限及び懲戒処分の状況について  |
| 第 7 回<br>定例会 | 21. 7. 1<br>14:55 開会<br>17:25 閉会  | 議案<br>1 平成 21 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施に<br>ついて<br>2 公平審査事案について<br>3 事務局職員の異動について<br>報告<br>平成 21 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の受験状況に<br>ついて   |
| 第 8 回<br>定例会 | 21. 7. 29<br>13:55 開会<br>15:51 閉会 | 議案<br>1 平成 21 年度新潟市職員採用試験（消防士 B）の最終合格者の<br>決定及び名簿の確定について<br>2 平成 21 年度新潟市職員採用試験（民間企業経験者）の実施に<br>ついて<br>3 公平審査事案について<br>報告<br>1 平成 21 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の第 1 次<br>試験の結果について<br>2 2009 年人事委員会勧告に関する要請書について<br>3 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて<br>4 平成 21 年 6 月の分限及び懲戒処分の状況について |

|             |                                    |   |
|-------------|------------------------------------|---|
| 第9回<br>定例会  | 21. 8. 19<br>15:00 開会<br>17:13 閉会  | 議案<br>平成21年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について<br>報告<br>1 平成21年7月の分限及び懲戒処分の状況について<br>2 人事院勧告の概要について<br>3 職員給与実態調査結果について<br>4 職種別民間給与実態調査結果について  |
| 第10回<br>定例会 | 21. 9. 2<br>15:00 開会<br>17:31 閉会   | 議案<br>平成21年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の実施について<br>協議<br>平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告について<br>(1)物価及び生計費の状況について<br>(2)職員給与と民間給与の比較について<br>(3)民間給与との較差に基づく改定について<br>報告<br>平成21年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の申込状況について |
| 第11回<br>定例会 | 21. 9. 9<br>13:30 開会<br>17:25 閉会   | 協議<br>平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告について<br>(1)較差外の手当等の改定について<br>(2)人事管理に関する報告について   |
| 第12回<br>定例会 | 21. 9. 15<br>9:00 開会<br>14:15 閉会   | 協議<br>平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告について   |
| 第13回<br>定例会 | 21. 9. 30<br>14:00 開会<br>16:55 閉会  | 協議<br>平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告について<br>報告<br>1 平成21年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の受験状況について<br>2 平成21年度新潟市職員採用試験（民間経験者等）の申込状況について<br>3 平成21年8月の分限及び懲戒処分の状況について   |
| 第14回<br>定例会 | 21. 10. 7<br>13:30 開会<br>13:49 閉会  | 議案<br>職員の給与等に関する報告及び勧告について  |
| 第15回<br>定例会 | 21. 10. 20<br>15:00 開会<br>16:50 閉会 | 議案<br>1 新潟市民病院職員の採用選考に関する事務の委任について<br>2 公平審査事案について<br>報告<br>1 平成21年度新潟市職員採用試験（民間経験者等）の受験状況について<br>2 平成21年度新潟市職員採用試験（身体障がい者）の申込状況について<br>3 平成21年9月の分限及び懲戒処分の状況について                             |
| 第16回<br>定例会 | 21. 11. 18<br>9:00 開会<br>11:25 閉会  | 議案<br>1 平成21年度新潟市職員採用試験（免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について<br>2 消防職員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について<br>3 条例案に対する意見について<br>4 職員の号俸の調整について<br>5 公平審査事案について  |

|               |                                    |   |
|---------------|------------------------------------|---|
|               |                                    | 報告<br>1 平成 21 年度新潟市職員採用試験（身体障がい者）受験状況について<br>2 平成 21 年度新潟市職員採用試験（民間経験者等）第 1 次試験の結果について  |
| 第 17 回<br>定例会 | 21. 11. 30<br>15:00 開会<br>17:11 閉会 | 議案<br>1 平成 21 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について<br>2 新潟市職員の平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の制定について<br>3 「新潟市職員の平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について」の制定について<br>4 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について<br>5 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について<br>6 新潟市教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について<br>7 新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正について<br>8 「新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について」の一部改正について<br>9 新潟市教育職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部改正について<br>10 公平審査事案について<br>報告<br>平成 21 年 10 月の分限及び懲戒処分の状況について |
| 第 18 回<br>定例会 | 21. 12. 16<br>15:02 開会<br>17:08 閉会 | 議案<br>1 平成 21 年度新潟市職員採用試験（民間職務経験者等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について<br>2 一般職の任期付職員の採用の承認について<br>3 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について<br>4 新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について<br>5 昇給区分の職員数割合に関する協議について<br>6 公平審査事案について<br>報告<br>平成 21 年 11 月の分限及び懲戒処分の状況について   |
| 第 19 回<br>定例会 | 22. 1. 13<br>15:03 開会<br>15:45 閉会  | 議案<br>1 平成 21 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について<br>2 公平審査事案について   |
| 第 20 回<br>定例会 | 22. 1. 27<br>15:00 開会<br>16:32 閉会  | 議案<br>1 退職手当条例等の改正に伴う人事委員会の事務について<br>2 公平審査事案について<br>報告<br>平成 21 年 12 月の分限及び懲戒処分の状況について   |
| 第 21 回<br>定例会 | 22. 2. 3<br>15:00 開会<br>16:54 閉会   | 議案<br>公平審査事案について  |
| 第 22 回<br>定例会 | 22. 2. 17<br>15:20 開会<br>17:25 閉会  | 議案<br>1 条例案に対する意見について<br>2 平成 22 年度職員採用試験・選考実施計画について<br>3 新潟市民病院職員（免許資格職・看護師）の採用選考の委任   |

|             |                                   |  |
|-------------|-----------------------------------|--|
|             |                                   | <p>について</p> <p>4 職員を昇任させるための選考について</p> <p>5 公平審査事案について</p>   |
| 第23回<br>定例会 | 22. 3. 3<br>15:00 開会<br>16:40 閉会  | <p>議案</p> <p>1 特定任期付職員にかかる任期の更新の承認について</p> <p>2 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>3 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</p> <p>4 子ども手当の認定及び支給に関する事務委任について</p> <p>5 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>平成22年1月の分限及び懲戒処分の状況について</p>   |
| 第24回<br>定例会 | 22. 3. 17<br>15:00 開会<br>17:14 閉会 | <p>議案</p> <p>1 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>2 「初任給、昇格、昇給等規則の運用について」の一部改正について</p> <p>3 「免許所有職員等の経験年数の取扱いについて」の一部改正について</p> <p>4 「級別資格基準表において別に定めることとされている基準の制定について」の廃止について</p> <p>5 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について</p> <p>6 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>平成22年2月の分限及び懲戒処分の状況について</p>  |
| 第25回<br>定例会 | 22. 3. 24<br>15:00 開会<br>17:18 閉会 | <p>議案</p> <p>1 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>2 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>3 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部改正について</p> <p>4 新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について</p> <p>5 新潟市人事委員会電子計算機処理管理運営規程及び新潟市人事委員会被服類貸与規程の一部改正について</p> <p>6 新潟市職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部改正について</p> <p>7 「時間外勤務手当の運用について」の制定について</p> <p>8 「新潟市給与条例の運用方針について」の一部改正について</p> <p>9 「初任給、昇格、昇給等規則の運用について」の一部改正について</p> <p>10 初任給基準の改正に伴う職員の号俸の調整について</p> <p>11 職員の昇格級決定のための承認について</p> <p>12 人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について</p> <p>13 俸給表適用の特例承認について</p> <p>14 俸給表の適用を異にして異動する職員の俸給決定のための承認について</p> <p>15 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の制定について</p> <p>16 事務局職員の人事発令について</p> <p>17 公平審査事案について</p> |

## 第2章 事業概要

### 1 採用

#### (1) 採用試験

平成21年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

#### ア 実施日

| 区分             | 職 種       | 第一次試験日   |          | 第二次試験日   |          |            |          |           | 第三次試験日   | 最 終<br>合 格<br>発 表 日 |  |
|----------------|-----------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|-----------|----------|---------------------|--|
|                |           | 筆記<br>試験 | 適性<br>検査 | 作文<br>試験 | 適性<br>検査 | 集団<br>面接   | 個別<br>面接 | その<br>他※1 | 個別<br>面接 |                     |  |
| 大学<br>卒業<br>程度 | 一般行政      | 6/28     | /        | 7/22     |          | 8/3~5・7・10 |          |           | /        | 8/20                |  |
|                | 社会福祉      |          |          | 7/21     |          | 7/28       |          | /         |          |                     |  |
|                | 心理        |          |          | 7/21     |          | 7/28       |          | /         |          |                     |  |
|                | 精神保健福祉相談員 |          |          | 7/21     |          | 7/30       |          | /         |          |                     |  |
|                | 土木        |          |          | 7/21     |          | 7/27       |          | /         |          |                     |  |
|                | 土木(水道)    |          |          | 7/21     |          | 8/3        |          | /         |          |                     |  |
|                | 建築        |          |          | 7/21     |          | 8/6        |          | /         |          |                     |  |
|                | 電気        |          |          | 7/21     |          | 8/6        |          | /         |          |                     |  |
|                | 電気(水道)    |          |          | 7/21     |          | 8/3        |          | /         |          |                     |  |
|                | 機械        |          |          | 7/21     |          | 8/6        |          | /         |          |                     |  |
|                | 化学        |          |          | 7/21     |          | 8/6        |          | /         |          |                     |  |
|                | 化学(水道)    |          |          | 7/21     |          | 8/3        |          | /         |          |                     |  |
|                | 農業        |          |          | 7/21     |          | 7/28       |          | /         |          |                     |  |
|                | 消防士A      |          |          | 6/29     | 7/16     | /          | 7/16     | /         |          |                     |  |
| 消防士B           | 6/29      | 7/17     | /        | 7/17     | /        |            |          |           |          |                     |  |
| 免許<br>資格<br>職  | 獣医師 ※2    | 6/28     | /        | 7/25     | /        | 7/25       | /        |           | 8/20     |                     |  |
|                | 保健師       |          |          | 7/21     | 7/30     |            | /        |           |          |                     |  |
|                | 薬剤師(行政)   |          |          | 7/21     | 7/30     |            | /        |           |          |                     |  |
|                | 薬剤師(病院)   |          |          | 7/21     | 7/30     |            | /        |           |          |                     |  |
|                | 助産師       |          |          | 7/25     | /        | 7/25       | /        |           |          |                     |  |
|                | 診療放射線技師   |          |          | 9/27     | /        | 10/24      | /        | 10/24     |          | /                   |  |
|                | 臨床検査技師    |          |          | 9/27     | /        | 10/24      | /        | 10/24     |          | /                   |  |
| 保育士A           | 9/27      | /        | 10/23    | 11/11~13 |          | /          |          | 12/1      |          |                     |  |

|                      |          |       |       |       |       |       |       |              |
|----------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|
|                      | 栄養士      |       |       |       | 11/10 |       |       |              |
|                      | 言語聴覚士    |       |       |       |       |       |       |              |
|                      | 保育士B     | 10/18 |       | 11/15 | 12/6  |       | 12/17 |              |
| 高校<br>卒業<br>程度       | 一般事務     | 9/27  |       | 10/23 | 11/10 | 10/23 | 12/1  |              |
|                      | 土木       |       |       |       |       |       |       |              |
|                      | 学校事務     |       |       | 10/22 |       | 10/26 |       | 11/19・<br>20 |
|                      | 消防士      |       | 10/23 | 11/9  |       | 11/9  |       |              |
| 民間<br>企業<br>等経<br>験者 | 一般行政     | 10/18 |       | 11/15 | 11/29 |       | 12/17 |              |
|                      | 一般行政（国際） |       |       |       |       |       |       |              |
|                      | 土木       |       |       |       |       |       |       |              |
|                      | 土木（水道）   |       |       |       |       |       |       |              |

※1 大学卒業程度（一般行政）、民間企業等経験者（一般行政）及び高校卒業程度（一般事務）は集団討論、民間企業等経験者（国際・土木・土木（水道））はプレゼンテーションを実施

※2 獣医師は第一次試験と第二次試験の区分なし

## イ 実施状況

| 区 分            | 職 種       | 応募者数 | 受験者数<br>(A) | 合格者数<br>(B) | 倍 率<br>((A)/(B)) |
|----------------|-----------|------|-------------|-------------|------------------|
| 大学<br>卒業<br>程度 | 一般行政      | 748  | 505         | 50          | 10.1             |
|                | 社会福祉      | 91   | 81          | 7           | 11.6             |
|                | 心理        | 42   | 30          | 1           | 30.0             |
|                | 精神保健福祉相談員 | 11   | 11          | 1           | 11.0             |
|                | 土木        | 58   | 37          | 16          | 2.3              |
|                | 土木（水道）    | 4    | 4           | 2           | 2.0              |
|                | 建築        | 26   | 20          | 2           | 10.0             |
|                | 電気        | 8    | 5           | 1           | 5.0              |
|                | 電気（水道）    | 5    | 5           | 2           | 2.5              |
|                | 機械        | 16   | 13          | 2           | 6.5              |
|                | 化学        | 29   | 19          | 1           | 19.0             |
|                | 化学（水道）    | 15   | 8           | 2           | 4.0              |
|                | 農業        | 15   | 8           | 2           | 4.0              |
|                | 消防士A      | 96   | 88          | 9           | 9.8              |
| 消防士B           | 84        | 80   | 14          | 5.7         |                  |

|                   |          |      |      |     |      |
|-------------------|----------|------|------|-----|------|
| 免 許<br>資格職        | 保育士A     | 253  | 222  | 38  | 5.8  |
|                   | 保育士B     | 170  | 147  | 9   | 16.3 |
|                   | 獣医師      | 7    | 3    | 2   | 1.5  |
|                   | 栄養士      | 50   | 39   | 1   | 39.0 |
|                   | 保健師      | 59   | 53   | 7   | 7.6  |
|                   | 薬剤師（行政）  | 8    | 7    | 1   | 7.0  |
|                   | 薬剤師（病院）  | 17   | 15   | 2   | 7.5  |
|                   | 診療放射線技師  | 14   | 12   | 1   | 12.0 |
|                   | 臨床検査技師   | 14   | 11   | 1   | 11.0 |
|                   | 言語聴覚士    | 11   | 10   | 1   | 10.0 |
|                   | 助産師      | 5    | 5    | 3   | 1.7  |
| 高校<br>卒業<br>程度    | 一般事務     | 54   | 45   | 4   | 11.3 |
|                   | 学校事務     | 133  | 115  | 20  | 5.8  |
|                   | 土木       | 9    | 8    | 3   | 2.7  |
|                   | 消防士      | 91   | 81   | 4   | 20.3 |
| 民 間<br>企業等<br>経験者 | 一般行政     | 357  | 286  | 3   | 95.3 |
|                   | 一般行政（国際） | 4    | 4    | 1   | 4.0  |
|                   | 土木       | 60   | 55   | 2   | 27.5 |
|                   | 土木（水道）   | 13   | 11   | 2   | 5.5  |
| 合 計               |          | 2577 | 2043 | 217 | 9.4  |

## （2）採用選考

ア 平成 21 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの  
以外は、次のとおりです。

### （ア）実施日

| 区 分    | 職 種  | 第一次試験日 |      | 第二次試験日 |      | 最 終<br>合 格<br>発 表 日 |
|--------|------|--------|------|--------|------|---------------------|
|        |      | 筆記試験   | 適性検査 | 作文     | 個別面接 |                     |
| 身体障がい者 | 一般事務 | 11/15  |      | 12/13  |      | 1/14                |
|        | 学校事務 |        |      |        |      |                     |

(イ) 実施状況

| 区 分    | 職 種  | 応募者数 | 受験者数<br>(A) | 合格者数<br>(B) | 倍 率<br>((A)/(B)) |
|--------|------|------|-------------|-------------|------------------|
| 身体障がい者 | 一般事務 | 20   | 15          | 1           | 15.0             |
|        | 学校事務 | 4    | 3           | 1           | 3.0              |

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

病院事業管理者 医事専門職 1人  
看護師 135人

## 2 昇任

### (1) 昇任試験

平成 21 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

### (2) 昇任選考

平成 21 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

| 任命権者<br>役職 | 市 長 | 教 育<br>委員会 | 議会<br>議長 | 消防長 | 病 院<br>事 業<br>管理者 | 合 計 |
|------------|-----|------------|----------|-----|-------------------|-----|
| 部 長        | 6   | 0          | 1        | 0   | 0                 | 7   |
| 課 長        | 24  | 3          | 0        | 3   | 4                 | 34  |
| 合 計        | 30  | 3          | 1        | 3   | 4                 | 41  |

### 3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成 21 年 5 月 13 日に「職員の期末手当等に関する報告及び意見申出」を、平成 21 年 10 月 7 日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

#### ◎職員の期末手当等に関する報告及び意見申出

##### 報告及び意見（概要）

#### 1 本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施

各種の発表によれば、昨今の経済・雇用情勢等の急速な悪化に伴い、ベースアップの見送りや定期昇給の凍結など労働者によって厳しい条件での決定が続いている。更に本年の民間企業の夏季一時金の決定状況は、企業収益を反映し全体として前年水準を大幅に下回るものとみられている。

このような異例の事態を勘案し、本年 6 月期の特別給の支給に際し、早急に市内民間企業の夏季一時金の決定状況を把握する必要があると判断し、例年行う職種別民間給与実態調査とは別に、緊急に「夏季一時金に関する特別調査」を実施することとした。

#### 2 夏季一時金に関する特別調査の実施結果

##### (1) 調査の概要

本年 4 月 16 日から 27 日までの間、現在行っている職種別民間給与実態調査の対象企業（市内の企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の企業）から抽出した市内に本社を置く 50 企業を対象に、本年夏季一時金の支給の決定状況並びに本年及び前年夏季一時金の支給額・支給月数等を把握するため、特別調査を行った。

##### (2) 調査の結果

第 1 表 調査数及び完了率

| 調査対象企業数 | 調査企業数 | 集計企業数 | 調査完了率 |
|---------|-------|-------|-------|
| 228社    | 50社   | 44社   | 88%   |

第2表 夏季一時金決定済企業の状況

| 決定済の割合 | 夏季一時金の対前年増減率 |
|--------|--------------|
| 29.2%  | △13.8%       |

(注) 対前年増減率は、支給月数に抽出率の逆数を乗じた上で算出したものである。

### 3 人事院の報告及び勧告

人事院が全国規模で民間企業の状況を調査したところ、夏季一時金について、前年に比して13.2%の減少が認められた。このような結果を踏まえ、人事院は、本年5月1日、国家公務員の本年6月期の期末手当及び勤勉手当に関し、合わせて0.20月分の支給を凍結する特例措置を講ずるよう勧告を行った。

### 4 本委員会の意見

今回の特別調査からは、4月末時点においては大多数の市内民間企業では夏季一時金について決定に至っていないことが明らかになったものの、決定済である企業における夏季一時金の状況は、対前年比で人事院が調査した全国の民間企業の状況と同様の減少傾向であることがうかがえた。

このような事情を勘案し、本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、先の人事院勧告の趣旨に基づき、国家公務員に対する措置を考慮した特例措置を講ずることが、情勢適応の原則の観点から適当と考える。

## ◎職員の給与等に関する報告及び勧告

### 報告(概要)

#### 第1 職員の給与等

##### 1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「平成21年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は5,383人で、平均年齢は43.6歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給344,395円、扶養手当9,743円、管理職手当5,579円、住居手当3,715円、その他の手当2,419円の合計365,851円(昨年371,162円、昨年比△5,311円)である。これは、本委員会発足以後の2年で11,275円減少したこととなる。

## 2 民間事業所従業員の給与等の調査

### (1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 385 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 95 事業所について、「平成 21 年職種別民間給与実態調査」を実施した。本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

（注）層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

### (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 93.7%、調査実人員は 3,029 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

#### ア 給与改定の状況

第 1 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

| 項目<br>役職段階 | ベースアップ<br>実施 | ベースアップ<br>中止 | ベースダウン | ベースアップ<br>の慣行なし |
|------------|--------------|--------------|--------|-----------------|
| 係 員        | 17.8         | 23.7         | 0.0    | 58.5            |
| 課長級        | 14.9         | 19.9         | 0.0    | 65.2            |

第 2 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

| 項目<br>役職段階 | 定期<br>昇給<br>制度<br>あり | 定期昇給実施 |     |      | 定期<br>昇給<br>停止 | 定期<br>昇給<br>制度<br>なし |      |
|------------|----------------------|--------|-----|------|----------------|----------------------|------|
|            |                      | 増額     | 減額  | 変化なし |                |                      |      |
| 係 員        | 78.2                 | 65.1   | 7.8 | 14.3 | 43.0           | 13.1                 | 21.8 |
| 課長級        | 65.2                 | 54.4   | 6.9 | 10.2 | 37.3           | 10.8                 | 34.8 |

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### イ 雇用調整の実施状況

第 3 表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

| 項 目              | 実施事業所の割合 |
|------------------|----------|
| 採用の停止・抑制         | 16.7     |
| 非正規社員の契約更新の中止・解雇 | 10.5     |
| 残業の規制            | 8.1      |
| 一時帰休・休業          | 5.8      |
| 希望退職者の募集         | 5.0      |

|                        |      |
|------------------------|------|
| 正社員の解雇                 | 4.4  |
| 賃金カット                  | 3.3  |
| ワークシェアリング              | 3.0  |
| 部門の整理・部門間の配転           | 3.0  |
| 業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換 | 0.9  |
| 転籍出向                   | 0.9  |
| 雇用調整を実施した事業所           | 30.9 |

(注) 1 平成21年1月以降の実施状況である。

2 項目の内容は複数回答である。

3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、12.1%である。

4 「非正規社員の契約更新の中止・解雇」及び「ワークシェアリング」については、平成20年は調査していない。

#### ウ 給与の状況

##### (ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で36.0%（昨年26.1%）、高校卒で8.7%（同9.7%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で191,867円（同196,107円）、高校卒で161,810円（同161,848円）となっている。

##### (イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額12,726円（昨年11,823円）、配偶者と子2人にあつては月額21,760円（同21,135円）となっている。

##### (ウ) 住宅手当

住宅手当の支給状況について、手当を支給している事業所の割合は46.1%（昨年42.5%）となっており、自宅居住者に支給している事業所の割合は31.3%（同22.2%）、借家・借間に支給している事業所の割合は45.2%（同41.2%）となっている。また、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給限度額の中位階層は29,000円以上30,000円未満（同25,000円以上26,000円未満）となっている。

##### (エ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額額の4.14月分（昨年4.43月分）に相当している。

### 3 職員給与と民間給与の比較

#### (1) 月例給

##### ア 比較方法

役職段階・年齢・学歴を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

##### イ 比較結果

第4表 職員給与と民間給与との較差

| 民間給与 (A) | 職員給与 (B) | 較 差 (A) - (B) |
|----------|----------|---------------|
| 363,259円 | 363,829円 | △570円         |

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。  
 2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。  
 3 職員給与には、平成18年4月の俸給表の切替えに伴う経過措置による差額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.45月)は、民間における特別給の支給割合(4.14月)を0.31月分上回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.2%下落している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では147,570円、3人世帯では183,300円、4人世帯では219,040円となっている。

(2) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の平成20年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表(一)の適用職員の給料額(基本給)を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の水準は、98.1(政令指定都市平均101.6)となっている。

第5表 本市職員のラスパイレス指数の推移

| 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|-------|-------|-------|
| 98.4  | 98.3  | 98.1  |

5 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

月例給については、民間給与との較差(△570円)を踏まえ、給与制度の基本となる俸給表を改定し、俸給の引下げを行うこととする。また、特別給については、民間の昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給割合を考慮して、0.3月分引き下げることにする。

(2) 改定すべき事項

ア 俸給表

(ア) 一般俸給表

民間給与との較差(△0.16%)を考慮した引下げ改定を行うこととする。ただし、1級から3級までの一部の俸給月額については若年層の職員給与が民間給与より低い傾向にあることに配慮して引下げを行わないこととし、幹部職層である7級以上については一般職員を上回る引下げとする。これにより、一般俸給表全体では、

平均△0.185%（7級以上にあつては、平均△0.26%）の改定率となる。また、新潟市給与条例の一部を改正する条例附則第7項の規定による俸給（経過措置額）の算定基礎となる額についても、上記のとおり俸給月額を改定を行うことを踏まえ、今回の改定時において引下げ改定が行われる俸給月額を受け一般俸給表適用職員（引下改定対象職員）に対し、俸給表全体の平均引下率と同率の引下げを行うこととする。なお、再任用職員の俸給月額についても、再任用職員以外の職員の俸給月額の改定に準じた改定を行う。

(イ) 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表との均衡を基本に、俸給月額及び経過措置額の算定基礎となる額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職俸給表（1）については、医師の処遇確保の観点から、引下げ改定は行わないこととする。また、若手研究員を対象とした任期付研究員俸給表（若手育成型）についても、引下げ改定は行わないこととする。

イ 期末手当・勤勉手当

昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.3月分引き下げ、4.15月分とする。

第6表 本市職員の平成21年12月以降の期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月)

| 職員 \ 支給期・手当 | 平成21年12月 |       | 平成22年6月 |     | 平成22年12月 |     |
|-------------|----------|-------|---------|-----|----------|-----|
|             | 期末       | 勤勉    | 期末      | 勤勉  | 期末       | 勤勉  |
| 一般職員        | 1.5      | 0.725 | 1.25    | 0.7 | 1.5      | 0.7 |
| 特定幹部職員      | 1.3      | 0.925 | 1.05    | 0.9 | 1.3      | 0.9 |

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、上記の改定内容を踏まえて改定する。

(3) 改定の実施時期等

職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消することで、年間給与で職員と民間の均衡を図る観点から所要の調整を行うことが情勢適応の原則にも合致するものである。

この年間調整については、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。

このため、一般俸給表にあつては、引下改定対象職員のみによって民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率（一般俸給表適用職員全体に係る民間給与との較差の合計額を引下改定対象職員の給与月額の合計額で除して得た率、△0.17%）によって調整を行うことが適当である。

また、一般俸給表以外の俸給表についても、引下げ改定が行われない医療職俸給表(1)及び任期付研究員俸給表(若手育成型)を除き、一般俸給表と同様の調整を行う。

#### (4) 教育職員の給与の改定

教育職員に適用する教育職俸給表の俸給月額、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定による俸給の算定基礎となる額、期末手当・勤勉手当及び年間給与の調整方法について、本年においては、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

### 6 その他給与に関する課題

#### (1) 住居手当

人事院は本年、月例給の較差の状況を踏まえ、自宅に係る手当を廃止する勧告を行った。本委員会においては、国家公務員と市職員とでは勤務地と居住地の関係や住居事情に相違が認められることを考慮し、市内民間事業所における住居手当の支給状況を引き続き調査し、住居手当全体についての支給の趣旨等を含めて検討していくこととする。

#### (2) 初任給基準の改善

職員の初任給の額は民間における状況を下回る状態が続いていること、また、将来を担う多様で有為な人材を確保することが課題とされていることを踏まえ、国及び他の地方公共団体の水準も考慮しながら、初任給基準の改善についてその影響等も含めて検討する。

#### (3) 勤務実績の給与への反映

勤務成績の判定基準を明示し推進を図っているが、未だ十分に反映されていない状況である。今後、任命権者にあつては、更なる反映のために改善を図っていくべきものと考ええる。

#### (4) 教育職員の給与

人事管理面等を考慮しながら、教育職員の給与制度全般について見直しを含め検討していくこととする。

## 第2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち市民から信頼される職員を目指すには、多様で有為な人材を確保し、育成していくことが必要となる。

#### (1) 人材の確保

今後も任命権者と連携し、各種広報や採用説明会を通じて、本市で働くことの魅力ややりがいを発信するなどの採用PRを進めるとともに、採用試験の在り方について更に研究を進めていくこととする。

#### (2) 人材の育成

行政課題が年々複雑・高度化し、各行政分野で専門性が求められる状況に対応していくためには、特に、専門性を備える人材の育成に力を入れていくとともに、組織力全体の向上に資する人材開発が行われるよう、戦略的に取り組む必要がある。

### (3) 人事評価制度の確立

現在は、人事評価の対象を管理職員から全職員に拡大した試行の段階である。引き続き評価者研修の充実を図っていくとともに、試行段階で得られた結果について十分な検証を行い、公正性、透明性の高い人事評価制度を確立していく必要がある。

### (4) 女性職員の登用

引き続き女性職員の職域を拡大するとともに、意欲・能力の高い女性職員が活躍できるよう、登用の促進に努めていくことが必要である。

### (5) 高齢期の雇用問題

定年年齢の引上げや給与制度等の諸課題について、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら検討を進めていく必要がある。

## 2 勤務時間の見直し

市内民間事業所の平均所定労働時間は、平成19年から本年までの3年間の調査結果を見ると、その平均値は1日当たり7時間44分、1週間当たり38時間56分となっている。国をはじめ、多数の地方公共団体では、既に本年度から、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分にしている。

このことから、本市職員の勤務時間については、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当であると考えられる。なお、改定に当たっては、市民サービスの低下や行政コストの増大を招かないようにする必要がある。

## 3 超過勤務の縮減

超過勤務縮減のために、適切な人員配置はもとより、職員一人ひとりが計画的かつ効率的に業務を遂行することを心がけ、また、管理職員は、業務が特定の職員に偏らぬよう、業務の見直しや改善、職員の業務進捗状況の把握に努められたい。

## 4 仕事と家庭の両立支援

育児休業や育児短時間勤務、介護休暇といった制度を導入してきたところであるが、職員が気兼ねなく利用できるような雰囲気作りや業務分担についての配慮など、環境整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

## 5 メンタルヘルス対策

職場全体のメンタルヘルスの理解を高めることなど、職場環境の改善と併せ、その予防や再発防止、復帰の支援等の個々のケースに即した対策を組織全体として進めていくこと

が必要である。

## 6 公務員倫理の確保

一人の非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを職員一人ひとりが重く受け止め、服務規律の確保に努め、今後とも市民の信頼確保に努めていく必要がある。

### 勸告(概要)

次の事項を実現するため、新潟市給与条例、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、新潟市給与条例の一部を改正する条例、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正することを勧告する。

#### 1 新潟市給与条例の改正

##### (1) 俸給表

現行の俸給表(医療職俸給表(1)を除く。)を別記第1のとおり改定すること。

##### (2) 期末手当及び勤勉手当

###### ア 平成21年12月期以降の支給割合

###### (ア) (イ) 以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

###### (イ) 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.3月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

###### イ 平成22年6月期以降の支給割合

###### (ア) (イ) 以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分とすること。

###### (イ) 特定幹部職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.05月分とし、6月及び12月に支給さ

れる勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.75月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分とすること。

## 2 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

### (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当

#### ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

#### イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

## 3 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

### (1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

#### ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

#### イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

## 4 新潟市給与条例の一部を改正する条例の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この改定の実施の日において次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるもの又は医療職俸給表（1）の適用を受ける職員（以下「減額改定対象外職員」という。）以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.815を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給すること。

| 俸給表   | 職務の級 | 号俸          |
|-------|------|-------------|
| 一般俸給表 | 1級   | 1号俸から56号俸まで |
|       | 2級   | 1号俸から24号俸まで |
|       | 3級   | 1号俸から8号俸まで  |

|             |     |               |
|-------------|-----|---------------|
| 医療職俸給表（２）   | １ 級 | １号俸から 52 号俸まで |
|             | ２ 級 | １号俸から 32 号俸まで |
|             | ３ 級 | １号俸から 16 号俸まで |
|             | ４ 級 | １号俸から 4 号俸まで  |
| 医療職俸給表（３）   | １ 級 | １号俸から 56 号俸まで |
|             | ２ 級 | １号俸から 40 号俸まで |
|             | ３ 級 | １号俸から 16 号俸まで |
|             | ４ 級 | １号俸から 4 号俸まで  |
| 消 防 職 俸 給 表 | １ 級 | １号俸から 52 号俸まで |
|             | ２ 級 | １号俸から 44 号俸まで |
|             | ３ 級 | １号俸から 32 号俸まで |
|             | ４ 級 | １号俸から 16 号俸まで |
| 福 祉 職 俸 給 表 | １ 級 | １号俸から 52 号俸まで |
|             | ２ 級 | １号俸から 28 号俸まで |
|             | ３ 級 | １号俸から 4 号俸まで  |

## 5 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定（６から８までを除く。）は、この勧告を実現するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、１の（２）のイ、２の（２）のイ及び３の（２）のイについては、平成 22 年 4 月 1 日から実施すること。

### (2) 平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の 1 の（２）のア、２の（２）のア又は 3 の（２）のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、（ア）及び（イ）に掲げる額の合計額（同年 6 月 1 日において減額改定対象外職員であった者にあつては、（ア）に掲げる額）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

（ア）平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、同月 1 日において減額改定対象外職員であった者で同月 2 日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日（これらの日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特殊勤務手当（人事委員会規則で定めるものに限る。）及び管理職手当の月額合計額に

100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(イ) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

イ 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において人事委員会規則で定める者から引き続き新たに職員となった者等で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

## 6 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の改正

### (1) 俸給表

現行の教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)をそれぞれ新潟県職員給与条例に規定する教育職給料表(二)(特2級を除く。)及び教育職給料表(三)(特2級を除く。)に関する取扱いに準じた取扱いとすること。

### (2) その他所要の措置

教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)の適用を受ける職員については、それぞれ新潟県職員給与条例に規定する教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)の適用を受ける職員についての給料表その他の給与に関する措置に伴う調整措置内容に準じて所要の取扱いをすること。

## 7 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の改正

附則第7項の規定による俸給の算定基礎となる額を新潟県職員給与条例に規定する教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)の適用を受ける職員についての措置内容に準じた取扱いとすること。

## 8 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正

職員の勤務時間について、1週間当たり38時間45分に早急に改定すること。なお、この改定に当たっては、市民サービスの低下や行政コストの増大を招くことのないようにすること。

(別記第1～3省略)

#### 4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

| 意見申出<br>年 月 日 | 条例名                            | 概 要   | 意 見   |
|---------------|--------------------------------|---|---|
| 21. 5. 25     | 新潟市給与条例等の一部改正について              | 人事委員会の「職員の期末手当等に関する意見申出」に基づき、平成 21 年 6 月に支給する期末手当・勤勉手当の一部を凍結するもの                                | 市長及び議長に申し出た意見に沿って改正するものであり、適当な措置であると考えます。                                     |
| 21. 6. 19     | 新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について      | 新型インフルエンザ等感染症の日本国内での発生に伴い、同症例に対する勤務についても、危険度の高い業務であることから、追加規定するもの                               | 異議はない。  |
| 21. 11. 24    | 新潟市給与条例等の一部改正について              | 人事委員会の「職員の給与等に関する勧告」に基づき、俸給表及び期末手当・勤勉手当の引下改定を行うもの   | 議会及び市長に対し行った職員の給与等に関する勧告に基づいて改正されるものであり、適当な措置であると考えます。                        |
|               | 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正について | 人事委員会の「職員の給与等に関する勧告」に基づき、新潟県の教育職員給与改定の内容に準じて、市費負担教育職員（幼稚園・高等学校）の俸給表及び義務教育等教員特別手当の最高限度額等の改正を行うもの | 人事委員会の給与勧告に基づいて改正されるもの、及び義務教育等教員特別手当について新潟県の教育職員と均衡を図るため改正されるものであり、適当な措置と考える。 |

|           |                                |  |  |
|-----------|--------------------------------|--|--|
| 22. 2. 18 | 新潟市給与条例等の一部改正について              | 労働基準法の改正により、1ヶ月60時間を超える時間外労働について割増賃金率が上げられ、また上げられた割増賃金の支払に代えて代替休暇を取得できる制度が創設されたことに伴い、改正を行うもの | 労働基準法等の改正に伴う改正であり、適切と考える。              |
|           | 新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について        | 国家公務員退職手当法が改正され、退職手当の新たな支給制限及び返納の制度が設けられたことから、国に準じた制度を設けるため改正するもの                            | 国家公務員退職手当法の改正に準じた制度を設けるものであり、適切と考える。   |
|           | 新潟市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について    | 国家公務員退職手当法が改正されたことから、特別職についても一般職に準じた規定を設けるため改正を行うもの  |  |
|           | 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正について | 退職手当の支給処分等の処分に関する諮問先を人事委員会とし、処分に係る調査審議に関し、必要な事項を人事委員会規則で定めることとするもの                           |  |
|           | 新潟市旅費条例の一部を改正する条例              | 旅費事務の外部委託実施に伴い、旅費のうち宿泊料の適用の一部を実費化し、制度の簡素化及び旅費の節減を行うもの  | 旅費のうち宿泊料の一部を実費化し、制度の簡素化を行うものであり、異議はない。 |

## 5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成 21 年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

### (1) 任用関係

| 申請者     | 申請・協議事項の概要                             |      | 承認等             |
|---------|--|------|-----------------|
|         | 内 容                                    | 対 象  | 年月日             |
| 水道事業管理者 | 職務に専念する義務の特例の承認について<br>(ときメキ新潟国体に職員参加) | 1 人  | 承認<br>21. 4. 23 |
| 市 長     |  | 1 人  | 承認<br>21. 5. 22 |
| 市 長     | 臨時的任用の職の承認について                         | 2 人  | 承認<br>21. 5. 29 |
| 市 長     |  | 1 人  | 承認<br>21. 6. 30 |
| 市 長     | 職務に専念する義務の特例の承認について<br>(ときメキ新潟国体に職員参加) | 4 人  | 承認<br>21. 8. 17 |
| 市 長     |  | 3 人  | 承認<br>21. 9. 2  |
| 市 長     |  | 1 人  | 承認<br>21. 9. 4  |
| 教育委員会   |  | 1 人  | 承認<br>21. 9. 4  |
| 水道事業管理者 |  | 2 人  | 承認<br>21. 9. 9  |
| 病院事業管理者 |  | 1 人  | 承認<br>21. 9. 18 |
| 教育委員会   |  | 2 人  | 承認<br>21. 9. 24 |
| 消防長     |  | 1 人  | 承認<br>21. 9. 24 |
| 市 長     |  | 10 人 | 承認<br>21. 9. 24 |
| 市 長     |  | 1 人  | 承認<br>21. 9. 25 |

|         |   |     |                |
|---------|---|-----|----------------|
| 教育委員会   |   | 1人  | 承認<br>21.9.25  |
| 水道事業管理者 |   | 1人  | 承認<br>21.9.28  |
| 市長      |   | 1人  | 承認<br>21.9.28  |
| 市長      |   | 1人  | 承認<br>21.9.25  |
| 市長      | 臨時的任用の職の承認について                          | 19人 | 承認<br>21.9.30  |
| 市長      | 職務に専念する義務の特例の承認について<br>(ときメキ新潟国体に職員参加)  | 2人  | 承認<br>21.10.1  |
| 市長      |   | 2人  | 承認<br>21.10.2  |
| 市長      | 臨時的任用の職の承認について                          | 1人  | 承認<br>21.10.31 |
| 市長      |   | 1人  | 承認<br>22.1.29  |
| 教育委員会   | 職務に専念する義務の特例の承認について<br>(自治労安全衛生集会に職員参加) | 2人  | 承認<br>22.2.19  |
| 市長      | 臨時的任用の職の承認について                          | 54人 | 承認<br>22.3.31  |

(2) 給与関係

| 申請者 | 申請・協議事項の概要  |      | 承認等<br>年月日     |
|-----|---|------|----------------|
|     | 内容  | 対象   |                |
| 市長  | 役職承認に伴う特別昇給制度変更における在職者調整のための承認について                                  | 825人 | 承認<br>21.11.18 |
| 市長  | 昇給区分の職員数割合に関する協議について<br>(昇給区分を決定する職員の総数に占める「特に良好」以上の昇給区分に決定する職員の割合) | —    | 応諾<br>21.12.16 |
| 市長  | 退職手当条例等の改正に伴う人事委員会の事務について   | —    | 応諾<br>22.1.27  |

|  |                                |       |                 |
|--|--------------------------------|-------|-----------------|
| 市 長                                    | 子ども手当の認定及び支給に関する事務委任について       | —     | 応諾<br>22. 3. 3  |
| 市 長                                    | 初任給基準の改正に伴う在職者の号俸決定のための承認について  | 757 人 | 承認<br>22. 3. 24 |
| 市 長<br>市議会議長<br>教育委員会<br>代表監査委員<br>消防長 | 職員の昇格級決定のための承認について             | 56 人  | 承認<br>22. 3. 24 |
| 市 長<br>市議会議長<br>教育委員会                  | 採用職員（国・県からの人事交流等）の俸給の決定の承認について | 30 人  | 承認<br>22. 3. 24 |
| 市 長                                    | 俸給表適用の承認について（医師，看護師の異動職員）      | 3 人   | 承認<br>22. 3. 24 |
| 市 長                                    | 俸給表異動職員の俸給の決定の承認について           | 1 人   | 承認<br>22. 3. 24 |

## 6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 21 年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

| 事案名                   | 申立事項                        | 要求年月日     | 審理状況                |
|-----------------------|-----------------------------|-----------|---------------------|
| 平成 21 年（措）<br>第 1 号事案 | 特別支援教育公開講座に従事した際の代休措置       | 21. 1. 14 | 要求取り下げ<br>22. 3. 23 |
|                       | 校舎の施錠確認等の管理職による実施           | 21. 3. 23 | 却下<br>21. 7. 1      |
| 平成 22 年（措）<br>第 1 号事案 | 1 日あたりの勤務時間を 7 時間 45 分にすること | 22. 1. 29 | 棄却<br>22. 3. 17     |

## 7 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 21 年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです。

| 事案名                   | 申立事項       | 申立年月日     | 審理状況             |
|-----------------------|------------|-----------|------------------|
| 平成 17 年（不）<br>第 1 号事案 | 懲戒（減給）処分取消 | 17. 2. 25 | 係属中              |
| 平成 20 年（不）<br>第 1 号事案 | 懲戒（戒告）処分取消 | 20. 12. 2 | 棄却<br>21. 12. 16 |
| 平成 22 年（不）<br>第 1 号事案 | 懲戒（免職）処分取消 | 22. 3. 10 | 係属中              |

## 8 苦情相談

平成 21 年度における職員からの苦情相談の概要は、次のとおりです。

単位：人

| 任用関係 | 給与関係 | 勤務条件<br>サービス関係 | 厚生福祉<br>関係 | 公平審査<br>関係 | いじめ等<br>関係 | その他 | 計 |
|------|------|----------------|------------|------------|------------|-----|---|
| 1    |      |                |            |            |            |     | 1 |

## 9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 職員団体の名称       | 事務所所在地                            |
|---------------|-----------------------------------|
| 新潟市職員組合       | 新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 市役所白山浦庁舎内 |
| 新潟市教職員組合      | 新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地              |
| 新潟市教職員労働組合    | 新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号              |
| 新潟市立高等学校教職員組合 | 新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内     |

## 10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているため、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 機関 |       | 職  |
|----|-------|--|
| 本庁 | 議会事務局 | 局長，次長，課長及び課長補佐   |
|    | 市長部局  | 技監，部長，担当部長，本部長，会計管理者，部に置かれる次長，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長<br>地域・魅力創造部の政策監，主幹及び市長が特に命じた主査<br>地域・魅力創造部政策調整課の主幹及び市長が特に命じた主査<br>地域・魅力創造部の企画・広報監<br>文化観光・スポーツ部の美術企画監<br>保健所の医監<br>経済・国際部の産業政策監<br>下水道部経営企画課の経理係長<br>総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長<br>総務部行政経営課の行政改革係長及び組織評価係長<br>総務部のIT政策監<br>総務部人事課の人事及びサービス担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事<br>総務部職員課の安全衛生係長及び給与係長並びに給与担当の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)<br>財務部の副参事<br>財務部財務課の係長<br>会計課の係長 |

|              |             |  |
|--------------|-------------|--|
|              |             | 都市政策研究所の副所長，主任研究員，事務局長，事務局次長及び市長が特に命じた主査<br>秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事                 |
|              | 教育委員会事務局    | 教育長，教育次長，教育政策監，課長及び課長補佐<br>教育総務課の総務企画係長及び職員係長<br>学校支援課の総括指導主事<br>教職員課の総括管理主事及び管理主事 |
|              | 選挙管理委員会事務局  | 局長及び次長   |
|              | 監査委員事務局     | 局長，次長及び次長補佐  |
|              | 人事委員会事務局    | 局長，次長，次長補佐，主幹，係長並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事   |
|              | 農業委員会事務局    | 局長及び次長   |
| 区役所及び区役所の機関  | 区役所         | 区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長<br>地域課の企画係長及び区政推進係長<br>総務課の総務係長及び管理財務係長                  |
|              | 福祉事務所       | 所長，課長及び課長補佐  |
|              | 出張所         | 所長   |
|              | 連絡所         | 主任   |
|              | 豊栄博物館       | 館長   |
|              | 水の駅「ビュー福島潟」 | 館長   |
|              | コミュニティセンター  | 所長   |
|              | 市民会館        | 館長   |
|              | 新津地域学園      | 所長   |
|              | 新津B&G海洋センター | 所長   |
|              | 巻文化会館       | 館長   |
|              | 潟東ゆう学館      | 館長   |
|              | 中之口先人館      | 館長   |
|              | 地域保健福祉センター  | 所長   |
|              | 保育園         | 園長   |
| 本庁又は区役所以外の機関 | 東京事務所       | 所長及び副所長  |
|              | 消費生活センター    | 所長   |
|              | パスポートセンター   | 所長   |
|              | 美術館         | 館長及び副館長  |
|              | 埋蔵文化財センター   | 所長   |

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 資源再生センター         | 所長              |
| 清掃事務所            | 所長              |
| 清掃センター           | 所長              |
| 白根環境事業所          | 所長              |
| 新津クリーンセンター       | 所長              |
| 処分地管理事務所         | 所長              |
| 東処理センター          | 所長              |
| 児童相談所            | 所長及び所長補佐        |
| 幼児ことばとこころの相談センター | 所長              |
| ひしのみ園            | 園長              |
| 明生園              | 園長              |
| めいせいデイサポートセンター   | 所長              |
| 身体障がい者更生相談所      | 所長及び所長補佐        |
| 知的障がい者更生相談所      | 所長及び所長補佐        |
| こころの健康センター       | 所長及び所長補佐        |
| 大山台高齢者福祉センター     | 所長              |
| 保健所              | 所長，次長，課長及び課長補佐  |
| 食品環境センター         | 所長              |
| 食肉衛生検査所          | 所長及び所長補佐        |
| 衛生環境研究所          | 所長，次長及び次長補佐     |
| 中央卸売市場           | 場長，次長及び次長補佐     |
| 園芸センター           | 所長              |
| 新潟駅周辺整備事務所       | 所長，課長及び課長補佐     |
| 地域土木事務所          | 所長，課長及び課長補佐     |
| 地域下水道事務所         | 所長，次長及び次長補佐     |
| 下水道管理センター        | 所長，課長及び課長補佐     |
| 工事検査センター         | 所長，次長，副参事及び次長補佐 |
| 幼稚園              | 園長及び教頭          |
| 小学校              | 校長及び教頭          |
| 中学校              | 校長及び教頭          |
| 高等学校             | 校長，教頭及び事務長      |
| 中等教育学校           | 校長，教頭及び事務長      |
| 特別支援学校           | 校長及び教頭          |
| 生涯学習センター         | 所長，次長及び次長補佐     |

|  |                |             |
|--|----------------|-------------|
|  | 中央公民館          | 館長及び館長補佐    |
|  | 地区公民館          | 館長          |
|  | 中央図書館          | 館長，課長及び課長補佐 |
|  | 図書館(中央図書館を除く。) | 館長          |
|  | 総合教育センター       | 所長及び所長補佐    |
|  | 視聴覚センター        | 所長          |
|  | 教育相談センター       | 所長          |
|  | 教育事務所          | 所長          |
|  | 学校給食センター       | 所長          |
|  | 特別支援教育サポートセンター | 所長          |

## 11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は，労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い，企業職員及び技能労務職員を除き，人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

### (1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所に労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は，本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は，次のとおりです。

(平成22年4月1日現在)

| 所管    | 号別区分                | 事業所の名称   |
|-------|---------------------|--|
| 人事委員会 | 第12号<br>教育・研究・調査の事業 | 美術館・新津美術館・埋蔵文化財センター・衛生環境研究所・園芸センター・豊栄博物館・水の駅「ビュー福島潟」・三ツ森児童館・早通児童センター・葛塚東児童館・中之口先人館・図書館・地区図書館・総合教育センター・視聴覚センター・教育相談センター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・小学校(給食場を除く。)・中学校(給食場を除く。)・高等学校・中等教育学校・幼稚園(給食場を除く。)・養護学校(給食場を除く。) |
|       | 別表第1の各号に属さない事業      | 市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・幼児ことばとこころの相談センター・身体障がい者更正相談所・知的障がい者更正相談所・食品衛生検査所・中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・亀田市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・新津 B&G                            |

|                 |                     |   |
|-----------------|---------------------|---|
|                 |                     | 海洋センター・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防署・出張所・議会事務局・教育委員会事務局・教育事務所・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局 |
| 労働<br>基準<br>監督署 | 第1号<br>製造・加工<br>業   | 学校給食場・給食センター  |
|                 | 第13号<br>保健・衛生<br>業  | ひしのみ園・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・大山台高齢者福祉センター・保健所・食品環境センター・地域保健福祉センター・保育園                          |
|                 | 第15号<br>清掃・と畜<br>場業 | 資源再生センター・清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理センター・白根環境事業所・新津クリーンセンター   |

## (2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成 21 年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

| 項 目                   | 件 数 |
|-----------------------|-----|
| 時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理 | 42  |
| 健康診断結果報告書の受理          | 17  |
| 解雇予告除外認定              | 2   |
| 衛生管理者選任報告の受理          | 2   |
| 死傷病報告の受理              | 2   |
| 安全管理者選任報告の受理          | 1   |
| 産業医選任報告書の受理           | 1   |

## 12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 21 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

### (1) 規則

| 番 号               | 公布年月日<br>(施行年月日)           | 名 称                                       | 制定・改廃の概要   |
|-------------------|----------------------------|---|--|
| 平成 21 年<br>第 10 号 | 21. 4. 14<br>(21. 4. 14)   | 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則            | 財務部の副参事職の新設に伴う所要の改正                                  |
| 平成 21 年<br>第 11 号 | 21. 4. 14<br>(21. 4. 14)   | 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則               | 財務部の副参事職の新設に伴う所要の改正                                  |
| 平成 21 年<br>第 12 号 | 21. 5. 29<br>(21. 5. 29)   | 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則          | 改正給与条例の施行に伴う平成 21 年 6 月期支給の勤勉手当の成績率に暫定的に一部凍結措置を講ずる改正 |
| 平成 21 年<br>第 13 号 | 21. 11. 30<br>(21. 12. 1)  | 新潟市職員の平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則 | 改正給与条例の施行に伴う平成 21 年 12 月に支給する期末手当の特例措置について制定         |
| 平成 21 年<br>第 14 号 | 21. 11. 30<br>(21. 12. 1)  | 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則              | 改正給与条例の施行に伴う調整基本額の改定及び平成 18 年調整基本額改定時の経過措置基準額の改正     |
| 平成 21 年<br>第 15 号 | 21. 11. 30<br>(21. 12. 1)  | 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則               | 改正給与条例の施行に伴う定額化移行時の経過措置基準額の改正                        |
| 平成 21 年<br>第 16 号 | 21. 11. 30<br>(21. 12. 1)  | 新潟市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則             | 改正教職給与条例の施行に伴う定額化移行時の経過措置基準額の改正                      |
| 平成 21 年<br>第 17 号 | 21. 11. 30<br>(21. 12. 1)  | 新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則       | 改正給与条例の施行に伴う人事交流採用職員等の経過措置算定基礎額等の改正                  |
| 平成 21 年<br>第 18 号 | 21. 11. 30<br>(21. 12. 1)  | 新潟市教育職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則        | 改正教職給与条例の施行に伴う教職調整額の端数計算方法を規定する改正                    |
| 平成 21 年<br>第 19 号 | 21. 12. 22<br>(21. 12. 22) | 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則          | 改正給与条例の施行に伴う昇格時号俸対応表を整備する改正                          |

|                   |                          |                                     |   |
|-------------------|--------------------------|-------------------------------------|---|
| 平成 21 年<br>第 20 号 | 21. 12. 22<br>(22. 1. 1) | 新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 | 改正教職給与条例の施行に伴う手当額の改正                                    |
| 平成 22 年<br>第 1 号  | 22. 3. 9<br>(22. 4. 1)   | 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則    | 改正給与条例の施行に伴う平成 22 年 6 月期以降に支給する勤勉手当の成績率の基準の改正           |
| 平成 22 年<br>第 2 号  | 22. 3. 23<br>(22. 4. 1)  | 新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則  | 民間経験者採用試験合格者の初任給調整方法の整備と初任給基準の改正                        |
| 平成 22 年<br>第 3 号  | 22. 3. 23<br>(22. 4. 1)  | 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則          | 支給対象地域にさいたま市及び千葉市を加える改正                                 |
| 平成 22 年<br>第 4 号  | 22. 3. 30<br>(22. 4. 1)  | 新潟市職員の時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則      | 改正給与条例の施行に伴う月 60 時間の時間外勤務の算定, 支給割合引上げの対象としない勤務等を定める改正   |
| 平成 22 年<br>第 5 号  | 22. 3. 30<br>(22. 4. 1)  | 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則      | 組織改正等に伴う改正  |
| 平成 22 年<br>第 6 号  | 22. 3. 30<br>(22. 3. 30) | 新潟市職員の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則    | 改正退職手当条例の施行に伴い, 手当の支給制限等の処分に関し, 人事委員会が調査審議することについて規則を制定 |
| 平成 22 年<br>第 7 号  | 22. 3. 31<br>(22. 4. 1)  | 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則   | 派遣が終了した団体の整理に伴う改正                                       |
| 平成 22 年<br>第 8 号  | 22. 3. 31<br>(22. 4. 1)  | 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則      | 組織改正に伴う改正   |
| 平成 22 年<br>第 9 号  | 22. 3. 31<br>(22. 4. 1)  | 新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則     | 規則の改正・新規事務の追加等に伴う改正                                     |

(2) 訓令

|                  |                         |  |           |
|------------------|-------------------------|--|-----------|
| 平成 22 年<br>第 1 号 | 22. 3. 31<br>(22. 4. 1) | 新潟市人事委員会電子計算機処理管理運営規程及び新潟市人事委員会被服類貸与規程の一部を改正する規程 | 組織改正に伴う改正 |
|------------------|-------------------------|--|-----------|

平成 21 年度

## 人 事 委 員 会 年 報

平成 22 年 11 月 発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1  
(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用係 TEL : 025-226-3515 (直通)

給与係 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151